

各位

株式会社りそな銀行

明治安田生命との信託代理業務に関する契約の締結について

りそなグループの株式会社りそな銀行（社長 東 和浩）は、明治安田生命保険相互会社（社長 根岸 秋男）と信託代理業務に関する契約を4月1日（水）に締結いたしますのでお知らせします。

なお、本件につきましては、関係当局への届出ならびに認可等を前提としております。

▶ 明治安田生命の3万人の営業職員を通じて、全国のお客さまにりそなの信託商品を提供します！

明治安田生命でりそなの信託商品の取り扱いが可能になります。生命保険業界としては相続・資産承継に関する信託商品を約3万人規模の営業職員が取扱うのは初の試みとなります。本件を通じて、少子高齢化や核家族化の進展等で生じる相続や資産承継に関するお客さまのお悩みにお応えし、地域経済の活性化に貢献します。

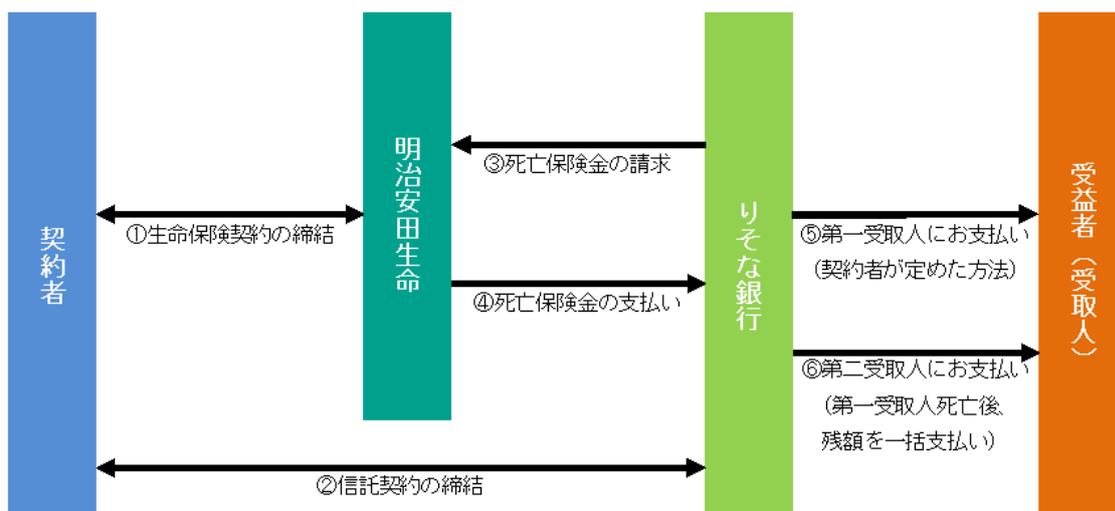
【信託代理業務の内容】

- (1) 遺言信託・遺産整理業務（2020年4月1日より提供開始予定）
- (2) 生命保険信託（2021年4月1日より提供開始予定）

生命保険信託とは

受取人の財産管理に不安がある場合などに、ご契約者が生前に指定された方法で、信託の受託者であるりそな銀行が財産を管理しながら、保険金をお支払いする信託商品です。ご契約者さまは死亡保険金に込めた想いを確実にお届けすることができます。なお、生命保険信託の取扱いはりそな銀行では初めてであり、本商品は明治安田生命を通じて、お客さまへ提供いたします。

<生命保険信託のイメージ図>



今回の契約により、りそな銀行の信託代理店は57社※となります。今後も地域金融機関やフィンテック企業などの資本関係にとらわれないオープンプラットフォームの拡充を通じて、より多くのお客さまに新たな価値を提供してまいります。

※2020年4月1日（予定）

以上